

1 3. 仮設工事

1. 着工前の調査

1) 敷地測量

工事着工前に敷地境界を確認のうえ敷地の測量を行い設計図書と照合する。

2) 付近建物・工作物調査

工事着工前に付近の建物、道路（道路内の埋設物の位置）、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面等に記録を残し工事完了後の状況と比較判断できるようにする。

調査項目は下記による。

- a. 敷地測量、境界杭の確認
- b. 敷地外のレベル測定
- c. 敷地および周辺の現状写真撮影
- d. 道路内埋設物の位置確認（隣接する道路すべて）
- e. 必要に応じて近隣家屋の事前・事後調査

2. 工事共通施設

1) 仮囲・仮門

単管φ48.6mmを用いて高さ3m 建地間隔1.8m布3段組みとし、万能鋼板H=3.000を取り付ける。控えは3.6m間隔とし、必要に応じてパンチング風通し穴の鋼板を使用する。

また、安全上、防犯上支障のない部分はA型バリケードや安全ロープを使用する。

メインゲート（東面） W=7.2m 電動シャッター

サブゲート（南面） W=7.2m 蛇腹式パネルゲート

2) 仮設建物（組立ハウス）

工事事務所のほか、便所・倉庫・専門工事業者詰所・警備員詰所・現場打合せ室・左官小屋を設置する。配置は総合仮設計画図による。

- a. 監督員事務所 (5.4m×3.6m) 19.4 m² (2Fに設置)
- b. 会議室 (5.4m×5.4m) 24.3 m² (2Fに設置)
- c. 施工者事務所 (5.4m×9.0m) 48.6 m² (2Fに設置)
- d. 作業員休憩所 (5.4m×9.0m) 48.6 m² (1Fに設置)
- e. 倉庫他 (5.4m×3.6m) 19.4 m² (1Fに設置)
- f. トイレ

監督員用トイレ 1式

事務所用トイレ 1式

作業員用トイレ 1式

3) 搬入路 (場内)

鉄板 (5×20) 敷きとする。

4) 安全通路

建物の周囲には巾1.0m内外の安全通路を設ける。

5) 荷揚げ・荷下ろし設備

躯体施工時	30 t/m クライミングクレーン	1基
	10～35 t 移動式ラフタークレーン	1台
仕上施工時	ロングスパンエレベーター (900Kg) W=5400	1基
	10～35 t 移動式ラフタークレーン	1台

6) 電気・給排水

a. 工所用電力

- ①現場南側の電柱より高圧を引き込み、125KWキュービクル変電設備を設け受電する。
- ②場内3箇所に分電盤と水銀灯を設置する。
- ③躯体の立上りに合わせて、各階に2箇所ずつ分電盤を設置する。

b. 工所用給排水

- ①仮設給水は東側道路からの引込み、メーターを取り付け使用する。
メーターより先は外周仮囲いに沿って配管し、必要個所にバルブを設ける。
排水は場内東側にノッチタンクを設け、既設の桝より排水本管に排水する。
- ②躯体の立上りに合わせて1フロアおきに工用の給水口を設ける。
- ③場内出入り口付近と詰所前に手洗い用・道具洗い用の流し場を設け給排水する。

3. 足場

1) 地足場 (鉄筋足場)

- ①地足場は捨てコンクリート打設後、基礎埋戻しまでの間に耐圧盤および基礎・地中梁の配筋、型枠組立・解体、コンクリート打設のために単管パイプにて地足場を組み立てる。
- ②鉄筋の荷重を足場にかけないために、鉄筋の配筋には配筋用金物を使用する。
- ③安全通路は足場板4枚敷きとし、その他の通路は足場板2枚敷きで手すりを設置する。
- ④建地は基礎底板の中に立つこともあるので、地下室となる場合は止水板付きの既製の金物を使用する。

2) 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後、地下外壁の配筋・型枠組立のために足場を組み立てる。足場は $W=600$ の枠組足場とし、作業床は鋼製布板とする。またスロープの外部側はブラケット足場を使用する。

3) 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業および鉄筋組立作業時は、鉄骨にハイステージを取り付けて行う。その際、小梁部分には鉄骨がないため 3 階、R 階に仮設の H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、吊足場間に組み立てる。

各階ごとに墜落災害防止のための水平ネットを張る。

2) 外部足場

本工事は躯体の施工および外壁の仕上げに足場を必要とするため、建物の外壁に沿って足場を架設する。

全周 $W=900$ の枠組足場を使用し、階段部分は $W=1200$ とする。作業床については鋼製布板 $W=500$ と $W=240$ を使用する。組立は鉄骨建方完了後に行い、コンクリート打設とともに階高に応じた高さを上げていく。

架設の方法は外部足場図による。

3) 内部足場

階段室および 1 階の吹抜け部分の作業には足場を架設する。

架設の方法は別紙内部足場図による。

4) 鉄骨工事に関連する、垂直養生・交鋸足場・溶接用足場・梁配筋用足場については「鉄骨建方施工計画書」に記載する。

5) 型枠支保工および型枠用の足場は「型枠工事施工計画書」に記載する。

4. 安全施設

1) 外部足場には墜落と落下物防止のため、1 層おきに外壁と足場の間に隙間がないように水平ネットを張る。

2) 各階の開口部で高所作業となる場所には、手摺と安全帯用の親綱を高さ 90 cm の所に張り、誰もが利用出来るようにする。

5. 建物の基準墨出し

1) 建物通り芯

設計図書に明示された寸法により、“地縄”を出し逃げポイントを記録し監理者の検査を受ける。

2) 敷地周囲の工事に干渉されない箇所に通り芯（または返り墨）を出し、これを保存する。

3) 基準陸墨

敷地周囲の工事に干渉されない場所に仮ベンチマークを設置し保存する。

4) 注意事項

- a. レベルおよびトランシットの取扱いには十分注意し、定期的には検査を行い常に精度を保っておく。
- b. 墨出しの表示記号を統一する。
- c. 主要部の墨出しには必ず監督員の立会いを求める。
- d. 表示杭、表示鋸は動かないように適切な方法で養生し、ペンキ等にてすぐ分かるようにしておく。
- e. 基準墨・ベンチマークは時々検査する。

6. 施工図・施工計画書

主要な工事については、必要に応じ「工種別施工計画書」を作成し、監督員の承諾を得る。

7. 労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）

(1) 労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等

（30日前までに労働基準監督署長あて届出）

①型わく支保工……支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。

②架設通路……高さおよび長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。

（ただし、60日未満は除く）

③足場……つり足場、張出し足場は全て、それ以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。

（ただし、60日未満は除く）

④該当しないので省略

⑤機械類……（次頁 安衛則別表7 参照）

(2) 労働安全衛生法第88条3項により届出が必要な大規模建設工事

（30日前までに厚生労働大臣あて届出）

該当しないので省略

(3) 労働安全衛生法第88条4項により届出が必要な建設工事

(14日前までに労働基準監督署長あて届出)

- ①高さ31mを超える建設物または工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体または破壊の仕事。（高さとはグラウンドレベルからの高さ。）
- ②掘削の高さまたは深さが10m以上である地山の掘削（ずい道等の掘削および岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事。
- ③以下該当しないので省略

機械類の設置時届出（安衛則別表7） ●届出部数はすべて2通 ●提出先は労基署

	対象となる機械設備	届出期限	添付書類
1	クレーン設置届(様式 2)		
	つり上げ荷重 3t 以上のクレーンを設置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあつては 1t 以上)	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. クレーン明細書 2. クレーン組立図 3. 構造部分の強度計算 4. 施工計画図 イ) 据え付け箇所の周囲の状況 ロ) 基礎め概要 ハ) 走行クレーンにあつては 走行する範囲
2	クレーン、移動式クレーン設置報告書(様式 9)		
	つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあつては 0.5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時	クレーンを設置する前	施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証
3	デリック設置届(様式 23)		
	つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. デリック明細書 2. デリック組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 施工計画図 イ) 据え付け箇所の周囲の状況 ロ) 基礎の概要 ハ) 控えの固定の方法
4	エレベーター設置届け(様式 26)		

	積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. エレベーター明細書 2. エレベーター組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 据え付け箇所の周囲の状況 5. 基礎の概要および控え固定の方法
5	エレベーター、簡易リフト設置 報告書(様式 29)		
	積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満のエレベーター又は簡易リフトを設置しようとする時	設置工事を開始前	使用模様設置計画図
6	建設用 1 ノフト設置届(様式 30)		
	ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)	設置工事を開始する日の 30 日前まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設用リフト明細書 2. 建設用リフト組立図 3. 構造部分の強度計算書 4. 据え付け箇所の周囲の状況 5. 基礎の概要および控え固定の方法
7	クレーンデリックエレベーター 建設用リフト 落成検査申請書(様式 4)		
	- クレーン、デリック、エレベーター等機械を設置し落成検査を受けようとする時	受検希望日の 15 日前までに申請することが望ましい	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書面のみ 2. 荷重試験、安定度試験に必要荷及び玉掛用具を準備し検査
7	ゴンドラ設置届(様式 10)		
	事業者がゴンドラを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、尺固定方法を記載した書面